

○大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則

平成15年11月27日

制定

改正 平成16年11月24日 平成17年 2月23日  
平成18年 1月25日 平成18年11月29日  
平成19年 1月31日 平成19年 9月26日  
平成20年 1月30日 平成20年 7月30日  
平成21年 2月25日 平成21年 3月25日  
平成21年 7月29日 平成21年11月25日  
平成22年 2月24日 平成22年 9月29日  
平成23年 3月23日 平成23年 9月28日  
平成23年11月30日 平成25年 2月27日  
平成25年12月18日 平成26年 3月19日  
平成26年 7月30日 平成27年 3月18日  
平成30年 1月31日

大東文化大学大学院学則第3条第2項法務研究科（法科大学院）（以下「研究科」という。）に関する学則は、これを次のとおり定める。

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 本研究科は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

2 本研究科に、法務専攻を置く。

（第三者評価）

第1条の2 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受けるものとする。

第2節 教職員組織

（教職員）

第2条 本研究科に、専任の教授、准教授及び講師（以下「専任教員」という。）並びに事務職員その他必要な職員を置く。このほかに特任教授、特任准教授及び特任講師（以下「特任教員」という。）、非常勤講師及び法務研究科学習指導員を置くことができる。

2 専任教員の職務については、学校教育法並びに学園及び本大学の諸規定の定めるところ

による。

- 3 特任教員、非常勤講師、法務研究科学習指導員の職務については、別に定める。

(研究科長、教務主任及び学生主任)

第3条 本研究科に研究科長、教務主任及び学生主任を置く。

- 2 研究科長は、本研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 教務主任及び学生主任は、本研究科に関して研究科長を補佐する。
- 4 研究科長、教務主任及び学生主任は、本研究科に所属する専任の教授の中から補する。

## 第2章 研究科教授会

(研究科教授会)

第4条 本研究科に研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

(構成)

第5条 教授会は、本研究科に所属する専任教員及び特任教員で構成する（以下「教授会構成員」という。）。ただし、第11条第1項第8号及び第10号に定める事項を審議する教授会については、特任教員を除くほか、必要に応じて教授会で定めるものとする。

(招集及び議長)

第6条 教授会は、毎月1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時にこれを開くことができる。

- 2 教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。
- 3 教授会構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示して教授会開催の請求があつたときは、研究科長は、10日以内にこれを招集しなければならない。

(研究科長の職務の代行)

第7条 研究科長に事故があるとき、又は研究科長が欠けたときは、研究科長があらかじめ指名してある者が、研究科長の職務を代行する。

(議事の定足数)

第8条 教授会は、第5条に定める教授会構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第11条第1項第10号に定める事項については、専任教員の3分の2以上の出席を要する。

- 2 次の各号の一に該当する者は、前項の場合について、その数に算入しない。
  - (1) 学校法人大東文化学園校務のための海外出張取扱い要領に定める海外出張者
  - (2) 学校法人大東文化学園職員任免規則第18条に定める休職中の者
  - (3) 学校法人大東文化学園就業規則第17条に定める欠勤1月以上の者

- (4) 大東文化大学海外研究員派遣規則に定める海外研究員
- (5) 大東文化大学海外留学者派遣規則に定める海外留学者
- (6) 大東文化大学海外出張者派遣規則に定める海外出張者
- (7) 大東文化大学海外派遣研究員の取扱いに関する要領に定める海外派遣研究員
- (8) 大東文化大学国内研究員規則に定める国内研究員
- (9) 大東文化大学特別研究期間制度規程に定める特別研究期間制度適用者
- (10) 学校法人大東文化学園育児休業規則に定める育児休業中の者
- (11) 学校法人大東文化学園介護休業規則に定める介護休業中の者
- (12) 学校法人大東文化学園職員懲戒規程第4条に定める出勤停止中の者  
(決議要件)

第9条 教授会の議事は、出席した教授会構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第11条第1項第10号に定める事項については、出席した専任教員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(非公開)

第10条 教授会の会議は、非公開とする。

(審議及び議決事項)

第11条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議及び議決し、学長に建議するものとする。

- (1) 学生の入学（再入学、転入学及び編入学を含む。）及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 教育課程及び授業科目の編成に関する事項
- (5) 学生の試験その他の成績評価に関する事項
- (6) 学生の進級に関する事項
- (7) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (8) 研究科長、教務主任及び学生主任の推薦に関する事項
- (9) 教員の授業担当に関する事項
- (10) 教員の選考、昇格その他の教員の人事に関する事項（ただし、懲戒審査を除く。）
- (11) 学則の改廃、これに基づく規則等の制定及び改廃に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議及び議決し、学長等に建議及び答申することができる。

- (1) 本研究科運営の方針に関する事項
- (2) 学生の転科、転学、休学、退学、除籍、復学等の学籍に関する事項
- (3) 学生の留学及び海外からの留学生の受入れに関する事項
- (4) 各種委員会委員の選出に関する事項
- (5) 教員の在外研究その他の研究に関する事項
- (6) 名誉教授の推薦に関する事項
- (7) 研究室の運営及び改善に関する事項
- (8) その他教授会が必要と認める事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その都度、学長等が教授会の意見を求めるもの  
(幹事)

第12条 教授会に幹事を置く。

2 幹事は、法務研究科事務室（以下「事務室」という。）が当たり、教授会の事務を処理する。

(議事録)

第13条 教授会の議事録は、幹事が作成し、議決に加わった専任教授2人が署名したうえ、研究科長がこれを保管する。

2 教授会は、議事録の写しを学長に提出しなければならない。

3 教授会の議事録は、その要旨を大学のホームページ等に公開するものとする。利害関係者からの議事録の開示請求については、学校法人大東文化学園情報公開規程の定めるところによる。ただし、開示請求の対象に個人情報が含まれる場合は、学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程に定める手続に従うものとする。

### 第3章 学生の定員

(定員)

第14条 本研究科の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 40名

収容定員 120名

2 前項の定員のうち、法学未修者及び社会人が3割以上とするよう努めるものとする。

### 第4章 学年、学期、授業期間等及び休業

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長は、大学院評議会の議を経て、前項に定める期日を変更することができる。

(授業期間等)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、前学期及び後学期それぞれ15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができるものとする。

第18条 削除

第5章 教育課程

(修業年限)

第19条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の年限を延長することが教育研究上必要であるとして本研究科の認定を受けた者(以下「長期履修適用者」という。)については、これらの規定の年限の2倍の年数を限度として修業年限を延長することができる。

3 本研究科における在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

(授業科目)

第20条 本研究科の授業科目は、法律基本科目(公法系科目、民事系科目、刑事系科目)、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目をもつて構成する。

2 授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(単位の算定基準)

第21条 本研究科の各授業科目の単位数は、次の基準によつて計算する。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の

準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。ただし、教育効果を考慮して1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものについては、毎週1時間15週の演習をもつて1単位とする。

- (3) 実習については、毎週2時間から3時間までの時間15週の実習をもつて1単位とする。

(履修科目の登録)

第22条 学生は、各学年又は各学期における授業科目の履修届を、指定の日時に、事務室に提出して研究科長の承認を得なければならない。

- 2 1年次の履修単位数の上限は、42単位とする。
- 3 2年次の履修単位数の上限は、36単位とする。
- 4 3年次の履修単位数の上限は、44単位とする。
- 5 前3項の定めにかかわらず、長期履修適用者については、修業年限に応じて本研究科が定める単位数とする。

(法学既修者)

第22条の2 本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者として本学所定の入学審査において認定した者（以下「法学既修者」という。）については、第27条第2項に規定する在学期間については1年間在学したものとみなし、同項に規定する単位については36単位を超えない範囲で当該認定を受けた入学審査において認定された所定の法律基本科目に係る単位を修得したものとみなす。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第23条 学長は、教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）とあらかじめ協議の上、学生にその大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、教授会の認定により、30単位を限度として、第27条に定める単位数に充当することができる。

(修得したものとみなす単位等の上限)

第24条 学長は、教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科入学前に他の大学院において修得した単位を、本研究科入学後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、第36条の規定により他法科大学院

から転学した学生の場合を除き、30単位を超えないものとする。

第24条の2 第22条の2、第23条及び前条第1項により認定する単位（以下「認定単位」という。）の数は、第36条の規定により他法科大学院から転学した学生の場合を除き、合わせて36単位を超えることができない。

（単位の認定）

第25条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

2 やむを得ない事由のために、前項の試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

（学業成績の評価）

第26条 学業成績の評価は、S、A、B、C、D及びEに区分し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格、Eを評価の対象外とする。

2 既修の認定を受けた授業科目及び他の大学院で履修した授業科目を本研究科の単位として認定する場合に、前項の表示を用いないときはNとする。

3 履修した授業科目につき、学業成績評価でNと表示された科目を除き、学業成績の表示に応じて、本研究科が定めるグレード・ポイントが与えられる。

4 前項の定めに従って与えられたグレード・ポイントを基に履修科目1単位あたりの成績の平均点（以下「GPA」という。）を算出する。GPAの計算方式は本研究科が別に定める。

## 第6章 学位授与及び課程修了の認定

（進級要件及び修了要件）

第27条 修業年限の最終学年を除き、所定の授業科目について1年次32単位、2年次26単位（長期履修適用者にあつては、本研究科が定める修業年限に応じ減じた単位）以上を修得し、かつ、当該年度におけるGPAが本研究科の定める基準以上である者は、直近上級の学年に進級する。

2 本研究科の専門職学位課程修了の認定は本研究科の議を経て、学長がこれを行うものとし、本研究科の専門職学位課程の修了要件は本専門職学位課程に所定の期間以上在学し、所定の授業科目について99単位以上を修得し、及び修了年度におけるGPAが本研究科の定める基準以上であることとする。

3 直近上級の学年に進級できなかった者及び本研究科の専門職学位課程を修了できなかった者は、原級にとどまる。

4 前項の規定により原級にとどまった者については、前2条の規定にかかわらず、当該年度において取得した授業科目の単位及びグレード・ポイントは無効とする。ただし、本研究科が別に定める基準以上の評価を得た授業科目については、この限りでない。

(学位の授与)

第28条 本研究科の専門職学位課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。

2 この学則に定めるもののほか、学位及びその授与については、大東文化大学学位規則の定めるところによる。

第7章 入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 本研究科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (7) 本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第31条 本研究科に入学を志願する者は、入学志願書に統一適性試験の成績、履歴書、最終出身学校長の卒業証明書及び成績証明書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前条第1項第5号、第6号又は第7号により入学を志願する者は、本学所定の出願資格審査を受けなければならない。

(入学手続)

第32条 教授会の定める検定に合格した者は、所定の期日までに保証人連署の在学保証書と戸籍抄本に入学金を添えて入学手続をしなければならない。



- 2 前項の手續終了者に対し、学長は、入学を許可する。この手續を所定の期日内に終了しない者は、合格を取消すことがある。

(保証人)

第33条 保証人は、父兄又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得るものでなければならない。

- 2 保証人として不相当と認めるときは、変更を命ずることがある。
- 3 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 4 保証人が死亡その他の事由によつて、その責任を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(休学)

第34条 病気その他の事由で休学しようとする場合は、保証人連署で願い出、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学は、当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。
- 4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 6 休学期間中にその事由が消滅し、復学しようとする者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は学校の定める医師の診断書を添付するものとする。
- 7 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

(留学)

第35条 学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する研究所において授業科目を履修し、又は研究指導を受けるため留学を願い出た場合には、教授会が教育上有益と認めるときは、学長がこれを許可することができる。

- 2 留学の期間は、1年間に限り在学年数に算入する。
- 3 留学について必要な事項は別に定める。

(転学の受入れ)

第36条 他の大学の大学院の学生が、所属大学の学長又は研究科長の承認書を添えて本研究科に転学を志願したときは、学年の始めに限り教授会にて審査の上、学長がこれを許可

することがある。

(転学)

第37条 本研究科の学生で他の大学の大学院に転学しようとする者は、事前に転学願を提出し、学長の承認を得なければならない。

(退学)

第38条 病気その他の事由によつて退学しようとする者は、事由を具し、保証人連署で願い出なければならない。

(除籍)

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 同一学年に2年在学し、なお進級又は修了することができない者
- (3) 第19条に定める在学期間を超えた者
- (4) 第34条第3項及び第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第39条 第38条の規定により退学した者（以下「退学者」という。）又は第38条の2第1号の規定により除籍された者（以下「除籍者」という。）が、再入学を願い出た場合には、学年の始めに限り、審査の上これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 前項の規定により再入学を許可された場合の再入学年次は、退学者は退学時の在籍年次とし、除籍者は除籍事由が生じた時に在籍した年次とする。ただし、退学者のうち、教授会において、学年進行が認められた者の再入学年次については、この限りではない。

(入学等の決定)

第40条 入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び再入学の許可は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

#### 第8章 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料)

第41条 本研究科に入学を志願する者は、第31条に定める手続と同時に入学検定料35,000円を納めなければならない。

(入学金)

第42条 入学又は転入学を許可された者は、入学金220,000円を納めなければならない。

2 すでに納めた入学金は、これを返還しない。

(学費)

第43条 学生は、授業料（基礎額）及び授業料（従量額）並びに実習費を指定期日までに納めなければならない。

2 授業料（基礎額）は、在学期間中1年につき600,000円（長期履修適用者のうち未修者にあつては、600,000円に3を、既修者にあつては、600,000円に2を修業年限で除した数を乗じて得た額）とし、入学手続において納める場合を除き、各学年の前学期に納めるものとする。ただし、分納の申し出があつた場合には、前学期及び後学期に分けて半額ずつ納めるものとする。

3 授業料（従量額）は、在学期間中授業科目ごとに1単位につき30,000円とし、当該科目の履修を開始する学期に納めるものとする。ただし、法学既修者を除き、平成21年4月1日時点に定める最低修了要件（95単位）を超えて履修を課す部分の授業料（従量額）は、授業料（基礎額）に含むものとする。

4 実習費は、在学期間中1年につき30,000円とし、入学手続において納める場合を除き、各学年の前学期に納めるものとする。ただし、分納の申し出があつた場合には、前学期及び後学期に分けて半額ずつ納めるものとする。

5 追試験料等は、別に定める。

6 すでに納めた学費は、これを返還しない。ただし、別に定める入学試験において入学を許可された者が、所定の期間に入学辞退届を提出して、入学を辞退するときは学費を返還する。

7 学生が、学費の納入について、延期を願い出たときは、正当な事由がある場合に限り、許可することができる。

8 学費の納入手続に関する事項は、別に定める。

第9章 委託研修生、外国人留学生、交流学生、科目等履修生及び法務研修生

(委託研修生)

第44条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等の委託に基づき、本研究科において授業科目を履修しようとする者があるときは、第29条及び第30条の規定にかかわらず、選考のうえ、正規の学生の修学を妨げない範囲において委託研修生として入学を許可することができる。

2 委託研修生について必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第45条 第30条第2号又は第4号に該当する外国人は、第32条第1項の規定にかかわらず、特別の審査を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定による審査の方法は、教授会の議を経てこれを定める。

3 前2項の規定により入学を志願する者は、第32条の手続の外、日本に在住して学業に従事することが適法であることを証明するに足る外国政府その他の官公署の証明書を提出しなければならない。

(交流学生)

第46条 他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）の学生で、協定に基づき本研究科の授業科目を履修しようとする者を、交流学生として受け入れることができる。

2 交流学生の受け入れについては当該交流大学との協定において定めるほか必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本研究科の学生以外の者が1又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、正規の学生の修学を妨げない範囲において、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第47条の2 本研究科の修了生が修得した知識・技能の一層の向上を図るため研修を願い出たときは、審査のうえ、正規の学生の修学を妨げない範囲において、法務研修生として入学を許可することができる。

2 削除

3 法務研修生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 賞罰

(賞罰)

第48条 学生の賞罰に関しては大東文化大学学則第46条及び第47条を準用する。

第49条 削除

## 第11章 改廃

(学則の改廃)

第50条 この学則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月24日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 別表の改正は、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成17年2月23日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月25日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月29日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表の規定は、平成19年度入学者から適用する。
- 3 平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされた改正前の別表第1号の表法律基本科目の項のうち民事系の項中「

民事訴訟法Ⅱ	2	
--------	---	--

」とあるのは、「

民事訴訟法Ⅱ	2	
民事執行・保全法		2

」とし、同表実務基礎科目の項中「

行政訴訟実務の基礎		2
-----------	--	---

」とあるのは、「

行政訴訟実務の基礎		2
実務演習（公法系）		2
実務演習（民事系）		2
実務演習（刑事系）		2

」とし、同表展開・先端科目の項のうち政策法務の項中「

租税法		2
-----	--	---

」とあるのは、「

租税法Ⅰ		2
租税法Ⅱ		2

」とし、別表第2号(3)の規定は適用しない。

- 4 この附則に定めるもののほか、別表の改正に伴い必要な経過措置は、履修要項で定める。

附 則（平成19年 1 月31日）

この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月26日）

- 1 この学則は、平成19年 9 月27日から施行する。
- 2 この学則による改正後の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 1 月30日）

この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月30日）

- 1 この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第28条及び第38条の 2 並びに別表の規定は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 2 月25日）

- 1 この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日前に入学が決定した者の学費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月25日）

この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月29日）

この学則は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年11月25日）

- 1 この学則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第14条第 1 項の収容定員は、平成22年度及び平成23年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成22年度

140名

平成23年度

130名

附 則（平成22年 2 月24日）

- 1 この学則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第22条第 2 項、第22条の 2、第24条の 2、第27条第 1 項、第 2 項、第43条第 3 項及び別表の規定は、平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成22年 9 月29日）

この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日）

- 1 この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の規定は、平成21年度入学者から適用する。

附 則（平成23年 9 月28日）

この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年11月30日）

- 1 この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第26条第 1 項、第27条第 1 項及び第 4 項、第34条第 3 項及び第 4 項、並びに第38条の 2 第 4 号の規定は、施行日現在在籍している者よりこの規則を適用する。
- 3 改正後の別表の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 2 月27日）

この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月18日）

法務研究科は、平成27年度から学生募集を停止する。

附 則（平成26年 3 月19日）

この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月30日）

この学則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月18日）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 1 月31日）

この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第20条関係）

（従前の例によるものとされているものを含む）

1 授業科目及び単位数（必修・選択）

授業科目			単位数	
			必修	選択
法律基本 科目	公法系	憲法 I	2	
		憲法 II	2	
		行政法 I	2	

	行政法Ⅱ	2	
	憲法演習	2	
	公法総合Ⅰ	2	
	公法総合Ⅱ	2	
	公法総合Ⅲ		1
民事系	民法基礎Ⅰ	1	
	民法基礎Ⅱ	1	
	民法Ⅰ	2	
	民法Ⅱ	2	
	民法Ⅲ	2	
	民法Ⅳ	2	
	民法Ⅴ	2	
	民法Ⅵ		2
	会社法Ⅰ	3	
	会社法Ⅱ	2	
	商法・有価証券法		2
	民事訴訟法基礎	1	
	民事訴訟法Ⅰ	2	
	民事訴訟法Ⅱ	2	
	民法演習	2	
	会社法演習	2	
	民事訴訟法演習	2	
	民事法総合Ⅰ	2	
	民事法総合Ⅱ	2	
	民事法総合Ⅲ		1
	民事法総合Ⅳ		1
刑事系	刑法Ⅰ	2	
	刑法Ⅱ	2	
	刑法Ⅲ	1	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	



	刑事訴訟法Ⅱ	3	
	刑法演習	2	
	刑事法総合Ⅰ	2	
	刑事法総合Ⅱ	2	
	刑事法総合Ⅲ		1
実務基礎科目	法情報調査	1	
	法曹倫理	2	
	行政訴訟実務の基礎		2
	民事訴訟実務の基礎Ⅰ	2	
	民事訴訟実務の基礎Ⅱ		2
	刑事訴訟実務の基礎	2	
	実務演習（公法系）		2
	実務演習（民事系）		2
	実務演習（刑事系）		2
	法律文書作成		2
	模擬裁判		2
	クリニック		2
	エクスターンシップA		2
	エクスターンシップB		2
基礎法学・隣接科目	法学の基礎		2
	法制史		2
	英米法		2
	比較法		2
	法と政治		2
	法と経済		2
	現代アジア研究		2
	裁判法		2
展開・先端科目	紛争解決学		2
	情報法		2
	環境法Ⅰ		2

環境法Ⅱ	2
労働法Ⅰ	2
労働法Ⅱ	2
倒産法Ⅰ	2
倒産法Ⅱ	2
知的財産法Ⅰ	2
知的財産法Ⅱ	2
経済法	2
国際関係法（公法系）	2
国際関係法（私法系）	2
国際取引法	2
国際金融法	2
国際民事法	2
アジア法（中国）	2
アジア法（韓国）	2
アジア法（台湾・香港）	2
民事執行・保全法	2
医事法	2
借地借家法	2
消費者法	2
市民生活と犯罪	2
社会保障法	2
生命倫理・医事法制	2
地方自治法	2
議会制度論	2
租税法Ⅰ	2
租税法Ⅱ	2
立法過程論	2
政策法務論	2
テーマ演習	2

## 2 履修方法

(1) 法務専攻専門職学位課程においては、次に定める方法により99単位以上を修得しなければならない。

(2) 修了に必要な単位数

必修科目単位 69単位

実務基礎科目から選択必修単位 4単位

基礎法学・隣接科目から選択必修単位 4単位

展開・先端科目から選択必修科目 10単位

法律基本科目以外から自由選択単位 8単位

自由選択単位 4単位

合計 99単位以上

ただし実務基礎科目は、次の6科目の中から2科目4単位以上を修得すること。

「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」「行政訴訟実務の基礎」「法律文書作成」「模擬裁判」

「クリニック」「エクスターンシップA」

(3) 授業科目の年次（semester）配当、履修科目の登録、進級要件等については、別に履修要項で定めるものとする。